

(健Ⅱ173F)
令和3年6月24日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約の変更契約書について

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る集合契約の締結については、令和3年2月12日（日医発第1121号（健Ⅱ481F））をもって、ご連絡申し上げました。

今般、同予防接種費用の時間外・休日加算を踏まえ、別添の変更契約書（別紙含む）を締結することとなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、全国知事会との契約締結に必要な手続きが完了次第、あらためてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

変更契約書

全国知事会代表者会長飯泉嘉門（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会代表者会長中川俊男（以下「乙」という。）との間に令和3年2月12日付けで締結した「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（以下「原契約書」という。）について次のとおり改める。

1 原契約書の一部を以下のとおり変更する。

第6条第1項中「各号」を「第一号及び第二号」に、「提出する」を「提出するとともに、第三号に係る本委託料については、同号の提出先に対して同号に規定する提出物を第12項に定めるところにより提出する」に変更し、同項第1号及び第2号中「関する」の下に、「別紙5の①から③までについての」を加え、同条同項に次の一号を加える。

三 丁において実施した本予防接種に関する別紙5の④及び⑤についての本委託料

提出先：丁の所在地である丙

提出物：別途指定される請求書及び実績報告書

第6条第11項の次に次の1項を加える。

12 丁は、別紙5の④及び⑤についての適用期間分を取りまとめた上で、適用期間終了月の翌月末までに請求を行う。この場合において、丙は、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末までに、丁に対して、当該請求に係る委託料を支払う。ただし、別途丙と丁との間で指定する場合を除く。

別紙4を本変更契約書の別紙のとおり改める。

別紙5中「の合計額（①+②+③）」を削り、③の次に次の項目を加える。

④時間外に接種又は予診のみを実施した場合の加算委託料

730円×（①の接種実施回数^(※) + ②の予診のみ実施回数^(※)）

（※）時間外に実施したものに限り

⑤休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算委託料

2,130円×（①の接種実施回数^(※) + ②の予診のみ実施回数^(※)）

（※）休日に実施したものに限り

⑥④及び⑤の適用期間及び時間外・休日の定義については、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」令和3年6月23日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡によること

2 本変更の適用は別紙4の変更を除き令和3年4月1日からとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有することとし、その写しを甲は丙に、乙は丁に、それぞれ通知する。

令和3年（2021年）6月25日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

代表者 会長 飯泉 嘉門

乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 中川 俊男

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

委任状作成日： YYY年 MM月 DD日

委 任 状

【委任者】

①医療機関コード <small>(又は介護老人保健施設、介護医療院に係る介護保険事業所番号)</small>	
②医療機関名	
③郵便番号	
④所在地(要都道府県)	
⑤電話番号(要市外局番)	
※契約代表者役職・氏名	印

*※は本契約代表者を記入し、必ず捺印すること

(記入担当者)

部署・氏名	
メールアドレス	

*ワクチン接種円滑化システムの利用の際に、メールでの情報伝達が頻繁に行われることから、メールアドレスを必須の入力項目としています。やむを得ない事情がある場合には、市町村に事情を説明した上で、FAX番号をご登録ください。

FAX番号	
-------	--

当施設は、【●●(とりまとめ団体)】へ、次の事項についての権限を委任いたします。

記

- 1 予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)により行われる新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
- 2 上記1の契約について、当院の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。
- 3 上記1に係る契約の締結及び上記2に係る契約の解除についての権限を、必要に応じて、日本医師会(委任とりまとめ者が市町村の場合は都道府県)に再委任すること。

(委任とりまとめ者)

【●●(とりまとめ団体)】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

【本状を提出する機関の方】

本状を提出後、一定の期間を経過しても委任状の提出先から受領の連絡がない場合や、V-SYSのID、パスワードの連絡がない場合には、委任状の提出先又はV-SYSサービスデスクにご連絡ください。

【委任とりまとめ者の方】

本状の提出元に心当たりがない場合には、本状の提出元にご連絡ください。

「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について（令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・医政局総務課事務連絡）」の補足について（令和3年6月1日更新）

<事務連絡の概要>

①接種費用の上乗せについて（案）

時間外等加算相当分

- ・時間外 2,070 円→2,800 円
- ・休日 2,070 円→4,200 円

②医師・看護師等の派遣について

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

※7月末までに行われる派遣が対象

1. 適用期間

①②ともに、令和3年4月1日～令和3年7月31日まで

2. 休日の定義

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。（①の事業に限る）

※上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

3. 時間外の定義

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間

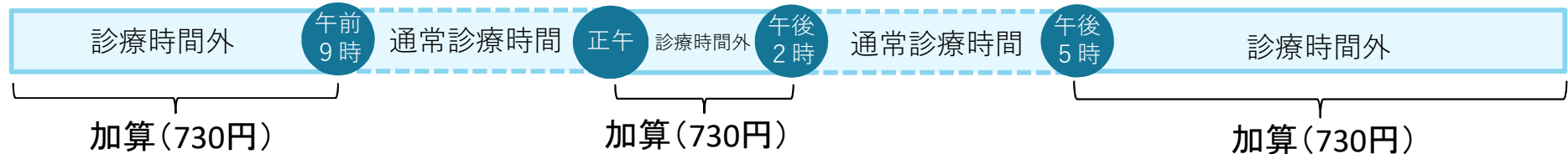
※当該医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合も時間外とする。（②の事業に限る）

ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。
 (時間外・・・+730円、休日・・・+2,130円) **【適用：R3.4.1～7.31までの接種】**

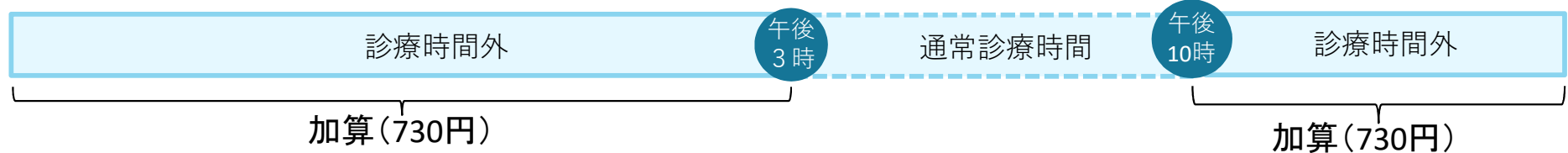
【時間外(平日)】

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を加算の対象とする。

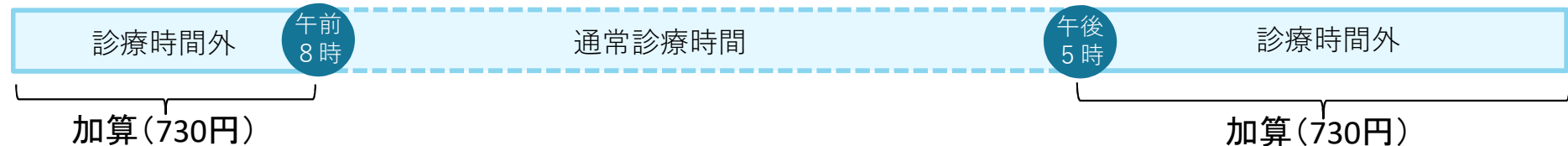
(例1) 午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までを平素の診療時間としている日



(例2) 午後3時から午後10時までを平素の診療時間としている日



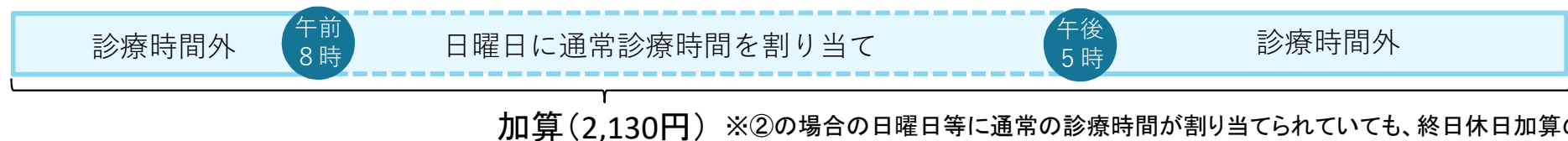
(例3) 平素に明確な診療時間が定められていない医療機関(集団接種を想定)



【休 日】

以下の①または②のいずれかに該当する日

- ① 平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日(休診日)
 ※なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。
- ② 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。



加算(2,130円) ※②の場合の日曜日等に通常の診療時間が割り当てられていても、終日休日加算の対象